

議案第33号

平成26年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

平成26年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,830,096千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

- 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成26年2月18日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		812,701 ^{千円}
	1 使用料	812,700
	2 手数料	1
2 財産収入		41,710
	1 財産売却収入	1
	2 財産貸付収入	41,709
3 繰入金		359,689
	1 繰入金	359,689
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		260,986
	1 延滞金及び加算金	2
	2 雑収入	260,984
6 市債		355,000
	1 市債	355,000
歳入合計		1,830,096

歳 出

款	項	金 額
1 卸売市場事業費		1,351,898 ^{千円}
	1 運 営 費	837,129
	2 施 設 整 備 費	514,769
2 公 債 費		473,198
	1 公 債 費	473,198
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	1,830,096

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
北 部 市 場 耐 震 補 強 事 業 費	平 成 2 7 年 度	千円 535,104

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
北 部 市 場 施 設 整 備 事 業	千円 355,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。